改正後

源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて(事務運営指針)

留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われ|留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われ たい。

(趣旨)

源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図った ものである。

記

第1 不納付加算税の取扱い

由があると認められる場合)

- のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められ る場合として取り扱う。
- (1) (省略)
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得 者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、こ れらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由が あると認められないとき。
- (3) (4) (省略)
- 2 3 (省略)
- 第2 不納付加算税の計算

(不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)

- 4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類(給与所得、退職所得、報酬・ 料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の 給付補填金等、上場株式等の譲渡所得等、償還差益等及び割引債の償還金等の区分によ る。) ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。
- (注) 通則法第 119条第4項《国税の確定金額の端数計算等》の規定により加算税の金 額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場 合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定 納期限の異なるごとに判定することに留意する。
- 5 (省略)

改正前

源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて(事務運営指針)

標題のことについて、国税通則法(以下「通則法」という。)第67条の規定の適用に関し 標題のことについて、国税通則法(以下「通則法」という。)第67条の規定の適用に関し たい。

(趣旨)

源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図った ものである。

記

第1 不納付加算税の取扱い

(源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理) (源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理 由があると認められる場合)

- 1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由 1 通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由 のない次のような場合は、同条第1項ただし書きに規定する正当な理由があると認められ る場合として取り扱う。
 - (1) (同左)
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書又は給与所 得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、 これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由 があると認められないとき。
 - (3) (4) (同左)
 - 2 · 3 (同左)
 - 第2 不納付加算税の計算

(不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)

- 4 不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類(給与所得、退職所得、報酬・ 料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の 給付補てん金等、上場株式等の譲渡所得等及び償還差益等の区分による。)ごとに、かつ、 法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。
- (注) 通則法第 119条第4項《国税の確定金額の端数計算等》の規定により加算税の金 額が5千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場 合、加算税の金額が5千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定 納期限の異なるごとに判定することに留意する。
- 5 (同左)